

(本 給)

八、車掌運轉手共初任給ヲ一月六十錢トセラレタリ
(乗務員)

増務手当ニ付テ

一、歩増ハ定時間ニ二歩コ増給セラレタリ(乗務員)

二、清掃婦ノ勤務時間ヲ午前七時ヨリ午後三時ニシテ

トシ午後四時退出ノトスハ技士同様ニ一歩増

附給スルコト(車庫)

三、三大節正月一、二、三日ノ出勤者ニ八日給ナ割ノ手当

ヲ支給スルコト(車庫)

四、代番シタル時ハ一時間ニ付二十錢ノ割ヲ以テ支給

スルコト(取 員)

五、徹夜勤務又ハ時間外勤務ニ對シ歩増給ヲ支給スル

コト(機庫)

六、公休日ノ出勤者ニ對シ歩増給ヲ支給スルコト

(機庫)

七、時間外勤務ニ對シ三割ノ歩増ヲ望ム但シ一歩ニ

十五錢トス(乗務員)

勤劾手当ニ付テ

一、運輸課員ト同様勤劾手当ノ支給ヲ望ム(東電所、通信係)

二、精勤手当ヲ平等ニスルコト(乗務員ニ準スルコト)

(取 員)